

神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金交付要領

神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
に関し必要な事項について次のとおり定める。

1 添付書類

要綱別表 2 第 3 欄に掲げる補助対象経費のうち、施設整備事業に係る交付申請時
又は実績報告時の添付書類は、次の書類とする。

(1) 交付申請時

- ア 面積表
- イ 補助対象区域の工事設計図
- ウ 工事仕訳書

(2) 実績報告時

- ア 面積表
- イ 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- ウ 補助事業完成後の構造概要図及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- エ 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
- オ 建築基準法第 7 条の規定による検査済証の写し

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、適用は令和 5 年 4 月 1 日とする。